

新旧対照表 タイムズクラブ会員規約（2020年4月1日改正）

旧条文	新条文
<p>第3条(会員規約の変更)</p> <p>1. 当クラブは、<u>会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更できるものとし、この場合、変更後の規約を当クラブが適当と判断する方法で告知するものとし、告知の時点で変更の効力が生ずるものとし、</u></p>	<p>第3条(会員規約の変更)</p> <p>1. 当クラブは、<u>会員の事前の承認なしに、次項に定める方法により、本規約及び利用規約等を変更することがあります。</u></p> <p>2. 本規約及び利用規約等の変更は、<u>変更内容を当社ホームページに掲載する方法または当社が適切と判断する方法で会員に告知することにより行うものとし、</u></p> <p>3. <u>前項に基づく本規約の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発効日またはその他の告知方法により明示した効力発効日より生ずるものとし、</u></p>
<p>第4条(会員)</p> <p>1. 本規約における会員とは、本規約に同意の上、入会希望者本人が自筆、もしくは入力等により申し込みを行ない、当クラブが入会を承認した個人を言い、いかなる形態であっても会社、団体での会員資格は認められません。また、同一名義による複数の申込み、架空名義・他人名義等による申込みはできないものとし、</p>	<p>第4条(会員)</p> <p>1. 本規約における会員とは、本規約に同意の上、入会希望者本人が自筆、もしくは入力等により申し込みを行ない、当クラブが入会を承認した個人を言い、いかなる形態であっても会社、団体での会員資格は認められません。また、同一名義による複数の申込み、架空名義・他人名義等による申込み、<u>日本国内に郵便物の受領ができる一定の住所の届出がない申込み</u>はできないものとし、</p>
<p>第9条(退会) (前略)</p> <p>2. <u>前項の規定に関わらず、以下の場合、会員資格は直ちに無効となり、自動的に退会とし、既に当該会員に発行したタイムズポイントは失効するものとし、</u></p> <p><u>(1)第13条または第14条の禁止行為を行った場合</u> <u>(2)その他本規約に違反した場合</u> <u>(3)暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると判明した場合</u> <u>(4)死亡または行方不明となったとき、当社から会員に宛てた通知が届出の連絡先に到着しないとき又は当社からの通知の受取を拒否したとき</u> <u>(5)～(11)新設</u></p> <p>3. <u>会員に連絡が取れなくなった場合、当クラブの判断により、当該会員が取得し、累積したタイムズポイントの失効手続を行うことができるものとし、</u></p>	<p>第9条(退会、<u>会員資格の停止及び取消</u>) (前略)</p> <p>2. <u>会員が次のいずれかに該当するときには、当クラブは会員に事前に何らの通知又は催告をすることなく、会員資格の停止又は会員資格の取り消しを行うことができるものとし、この場合、既に当該会員に発行したタイムズポイントは失効するものとし、</u></p> <p><u>(1)本規約に違反した場合</u> <u>(2)当クラブに対する申込内容もしくは届出内容に虚偽の事項があったとき</u> <u>(3)第4条各項の資格要件を満たさない申込みがあった場合、同条各項の資格要件を満たさないことが判明したとき</u> <u>(4)死亡または行方不明となったとき、会員が変更の届出を怠り、当クラブから会員に宛てた通知が届出の連絡先に到着しないとき又は当社からの通知の受取を拒否したとき</u> <u>(5)当社に対する金銭債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否したとき、</u> <u>(6)差押・仮差押・仮処分・強制執行又は競売の申立を受けたとき、</u> <u>(7)破産、民事再生を申立て、又はこれらの申立を受けたとき、</u> <u>(8)任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき、</u> <u>(9)暴力団員等であると認められるとき、又は暴力団、暴力団関係団体等の維持、運営に協力もしくは関与し、又は暴力団員等と交流していた事実が判明したとき、</u> <u>(10)パーク24グループが提供するサービスに関する規約、約款に違反したとき、当該規約・約款に定める会員資格の停止及び取消事由に該当し、当該利用サービスに係る会員資格を停止又は取り消されたとき、</u> <u>(11)その他、上記各号に準ずる事由がある場合等で、当社が必要であると判断したとき、</u></p> <p><u>(3項削除)</u></p>

<p>第11条(タイムズクラブカード・デジタル会員証・登録クレジットカードの管理責任)</p> <p>1. 会員は、自己の責任においてタイムズクラブカード・デジタル会員証・登録クレジットカード(以下「タイムズクラブカード等」といいます)を管理、保管するものとし、タイムズクラブカード等の盗難、紛失、不正利用、破損等が起きないように注意するものとします。</p> <p>2. 会員は、タイムズクラブカード等の盗難、紛失、不正利用、破損等が発生した場合、直ちに当クラブに届け出て、タイムズクラブカード等の再発行の手続きを行うものとします。タイムズクラブカード等の盗難、紛失、破損、利用上の過誤、第三者の利用によって会員が受けた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第11条(タイムズクラブカード・デジタル会員証・登録クレジットカードの管理責任)</p> <p>1. 会員は、自己の責任においてタイムズクラブカード・デジタル会員証・登録クレジットカード(以下「タイムズクラブカード等」といいます)を管理、保管するものとし、タイムズクラブカード等の盗難、紛失、不正利用、破損(磁気不良を含む)等が起きないように注意するものとします。</p> <p>2. 会員は、タイムズクラブカード等の盗難、紛失、不正利用、破損(磁気不良を含む)等が発生した場合、直ちに当クラブに届け出て、タイムズクラブカード等の再発行の手続きを行うものとします。タイムズクラブカード等の盗難、紛失、破損(磁気不良を含む)、利用上の過誤、第三者の利用によって会員が受けた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第12条(IDおよびパスワードの管理責任) (前略)</p> <p>2. 会員のID等が第三者に使用されたことで当該会員が被る損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第12条(IDおよびパスワードの管理責任) (前略)</p> <p>2. 会員のID等が会員の管理不備によって第三者に使用されたことで当該会員が被る損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第16条(IDの一時停止等)</p> <p>1. 当クラブは、以下のいずれかに該当する場合は、当該会員の承諾を得ることなく、付与したIDの使用を停止することがあります。</p> <p>(1)～(3) 変更なし</p> <p>2. 前項に基づく措置により当該会員が当クラブを利用できずに損害を被ったとしても、当社は何らの責任をも負わないものとします。</p>	<p>第16条(IDの一時停止等)</p> <p>1. 当クラブは、以下のいずれかに該当する場合は、該当する事由が解消されるまでの期間、当該会員の承諾を得ることなく、付与したIDの使用を停止することがあります。当クラブは、当クラブに届出がされた電話、電子メール等に連絡することが不可能又は当該会員若しくは第三者の権利を害するおそれがある場合を除き、IDの使用を停止した旨及びその理由を速やかに通知するものとします。</p> <p>(1)～(3) 変更なし</p> <p>2. 前項に基づく措置が継続している期間、当該会員は当クラブサービスを利用することはできないものとします。前項の2号及び3号を理由とした一時停止については、当該会員がIDの使用再開を申し出ることにより一時停止措置は終了します。使用再開による責任は当該会員が全て負うものとします。</p>
<p>第18条(当クラブサービスの一時的な中断)</p> <p>1. 当クラブは、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく一時的に当クラブサービスを中断することができるものとします。 (中略)</p> <p>(3)戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等により当クラブサービスの提供ができなくなった場合 (中略)</p> <p>2. 当社は、前項各号のいずれかの事由により当クラブサービスの提供の遅延、又は中断等が発生し、これに起因して会員が被った被害について一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第18条(当クラブサービスの一時的な中断)</p> <p>1. 当クラブは、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく一時的に当クラブサービスを中断することができるものとします。 (中略)</p> <p>(3)戦争、変乱、暴動、騒乱等により当クラブサービスの提供ができなくなった場合 (中略)</p> <p>2. 当クラブは、前項各号のいずれの事由も存しない場合に本サービスを提供するものとし、会員は、かかる事由により本サービスが利用できない場合があることを予め承諾の上で、本サービスの利用を開始するものとします。</p>
<p>第19条(当クラブサービスの提供の中止)</p> <p>1. 当クラブは、ホームページへの掲載その他当クラブが適切と判断する方法で通知をした上で、当クラブサービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。</p> <p>2. 当社は、当クラブサービスの提供中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う会員又は第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。</p>	<p>第19条(当クラブサービスの提供の中止)</p> <p>当クラブは、ホームページへの掲載その他提供を中止する当クラブサービスの内容に照らし適切な方法で適切な猶予期間をもって通知をした上で、当クラブサービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。 (2項削除)</p>

<p>第20条(通信設備、システム、ソフトウェア等の変更及び免責)</p> <p>1. 当社は、会員への事前の通知承諾なくして、<u>当社の裁量により</u>、当クラブサービスに係る通信設備、システム、ソフトウェア等について修正、アップデートを行い、<u>又は使用を終了することができ、これに起因して会員が被った損害について一切責任を負わないものとします。</u></p>	<p>第20条(通信設備、システム、ソフトウェア等の変更及び免責)</p> <p>1. 当社は、会員への事前の承諾なくして、<u>サービスの保守その他当クラブサービスの提供に関する必要に応じ</u>、当クラブサービスに係る通信設備、システム、ソフトウェア等について修正、アップデートを行うことができるものとします。<u>会員は、当クラブサービスの通信設備、システム、ソフトウェア等についての修正、アップデートにより、その仕様に変更が生じる場合があること又は当クラブサービスの利用できない期間が生じる場合があることを、あらかじめ承諾の上で当クラブサービスの利用を開始するものとします。</u></p>
<p>第22条(免責) (前略)</p> <p>3. 前各項の他、当社は、当クラブの利用により発生した会員の損害(第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む)、および当クラブサービスの提供の遅延又は中断等の発生の結果、会員又は第三者が被った損害等に対し、<u>当社の故意または重過失による場合を除き</u>、何らの責任をも負わないものとします。</p> <p>4. <u>新設</u></p>	<p>第22条(免責) (前略)</p> <p>3. 前各項の他、当社は、当クラブの利用により発生した会員の損害(第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む)、および当クラブサービスの提供の遅延又は中断等の発生の結果、会員が被った損害等に対し、<u>当社の責めに帰すべき事由による場合を除き</u>、何らの責任を負わないものとします。</p> <p>4. <u>当社の責めに帰すべき事由によって会員に損害を生じさせた場合、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は、会員に直接生じた通常損害の範囲内で責任を負います。</u></p>